

特定建築物への太陽光発電設備等の設置に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例（平成21年川崎市条例第52号。以下「条例」という。）第25条に規定する特定建築物の太陽光発電設備等の設置に関して、川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例施行規則（平成21年川崎市規則第90号。以下「規則」という。）第24条から第31条の規定に基づき必要な事項を定める。

(用語)

第2条 この要綱で使用する用語は、条例及び規則で使用する用語の例によるほか、次に定めるところによる。

- (1)「建築面積」とは、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第2号に規定する建築面積をいう。
- (2)「定格出力」は、太陽光発電設備のアレイにおける太陽電池モジュールの日本産業規格又は国際電気標準会議の国際規格に規定される公称最大出力の合計出力を指すものとする。
- (3)「再生可能エネルギー証書（以下「再エネ証書」という。）」とは、国、地方公共団体又は国が運営する会議体等により、再生可能エネルギー源の利用による環境価値について証された文書のうち、市長が認めるものをいう。
- (4)「再生可能エネルギー電気（以下「再エネ電気」という。）」とは、再生可能エネルギー源を利用する発電設備で発電された電気をいう。
- (5)「再生可能エネルギー発電設備」とは、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第9条第4項の認定（同法第10条第1項の変更又は追加の認定を含む。）に係る再生可能エネルギー発電設備（同法第2条第2項に規定する再生可能エネルギー発電設備をいう。以下同じ。）又はこれと同等の再生可能エネルギー発電設備をいう。
- (6)「年間太陽光発電相当量」とは、発電設備にあつては設置基準量1キロワットあたりの年間発電電力量を1,000キロワット時とし、熱供給設備にあつては年間熱供給量を3,600メガジュールとして換算した量をいう。
- (7)「送配電網」とは、一般送配電事業者が託送供給及び電力量調整供給を行う区域において維持及び運用する送配電用の電気工作物をいう。
- (8)「建物推計電気使用量」とは、特定建築主が第7条第3項各号のいずれかに規定するところにより算定した特定建築物が定常稼働した場合における1年間の電気使用量の推計値をいう。
- (9)「再生可能エネルギー電気供給割合（以下「再エネ割合」という。）」とは、電気の供給条件（以下「メニュー」という。）ごとにおいて、供給される電気の量のうち、再エネ電気の量及び再エネ証書を取得した量の割合をいう。
- (10)「再生可能エネルギー発電比率（以下「再エネ発電比率」という。）」とは、経済産業省が公表したエネルギー需給実績における最新年度の総発電電力量に対する再エネ電気

の発電電力量の比率をいう。

- (11)「既存建築物」とは、規則第26条第1項第2号に規定する市内において新築等をした又は所有する建築物（当該特定建築物を除く。）若しくはその敷地をいう。

（太陽光発電設備の設置が困難な部分）

第3条 規則第25条第2項に規定する太陽光発電設備を設置することが困難であると市長が認める部分は、次のとおりとする。

- (1) 同項第1号においては、ヘリコプターの緊急離着陸場又は緊急救助用スペース等並びに屋上の出入り口から緊急離着陸場又は緊急救助用スペース等に至る通路、及び待避場所等の設置により太陽光発電設備を設置することが困難であると認められる部分とする。
- (2) 同項第2号においては、法令、条例、地区計画等により緑化するために太陽光発電設備を設置することが困難であると認められる部分とする。
- (3) 同項第3号においては、1箇所当たり定格出力が3キロワット以上の太陽光発電設備を設置するために必要な広さを有しないために効率的な設置が困難であると認められる部分とする。
- (4) 同項第4号においては、太陽光発電設備を設置することにより当該特定建築物の建築設備の能力が損なわれると認められる部分及び屋上の外周部等の当該特定建築物の建築設備の維持管理のために太陽光発電設備の設置が困難であると認められる部分とする。
- (5) 同項第5号においては、隣接建築物又は当該特定建築物の塔屋等が屋上に生じさせる日影により太陽光発電設備の効率的な発電に支障が生じると認められる部分とする。
- (6) 同項第6号においては、太陽光発電設備の支持物の荷重算出が日本産業規格の適用外となっているなど、技術的な理由により一般的な設置方法では太陽光発電設備の設置が困難であると認められる部分その他市長が必要と認める部分とする。

（その他の再生可能エネルギー源を利用するための設備）

第4条 規則第25条第3項第6号に規定するその他市長が適当と認める再生可能エネルギー源を利用する設備は、次のいずれかに該当する設備その他市長が適当と認める再生可能エネルギー源を利用する設備とする。

- (1) 小水力発電設備（かんがい、利水、砂防その他の発電以外の用途に供される工作物に設置される、出力が1,000キロワット以下である水力を発電に利用する設備をいう。）
- (2) 地熱を利用する設備

2 規則第25条第3項第6号に規定する市長が適当と認める出力は、前項に規定する設備を設置する場合には、次の各号に定める出力を合計した量の定格出力の太陽光発電設備を設置するものとみなして、規則第25条第1項及び第2項の規定を適用する。

- (1) 発電設備 当該設備の年間発電電力量1,000キロワット時当たり1キロワット
- (2) 熱供給設備 当該設備の年間熱供給量3,600メガジュール当たり1キロワット
- (3) その他の設備 市長が認める出力

（二重計上の禁止）

第5条 規則第26条第1項の規定による市長が適当と認めるものは、当該特定建築物において規則第25条第1項の基準に適合するために計上した定格出力をもって、別の特定建

建築物における規則第 26 条第 1 項第 1 号に規定する基準に適合するための定格出力として重ねて計上することは認めないこととする。ただし、規則第 26 条第 1 項第 1 号に定めるところにより当該特定建築物又はその敷地への設置に代わる措置として設置した太陽光発電設備等の定格出力が、複数の特定建築物に係る設置基準量の合計を上回る場合であつて、それぞれの特定建築物において計上する定格出力の内訳及び発電した電気の供給方法を示す資料を市長に提出したときは、当該内訳及び供給方法に応じ、それぞれ当該特定建築物に分割して計上することができる。

(代替措置)

第 6 条 規則第 26 条第 1 項第 1 号に規定する当該特定建築物及びその敷地以外の場所に太陽光発電設備等を設置する措置は、太陽光発電設備等の設置に関する事業計画を市長に提出した場合にあっては、必ずしも当該特定建築物の新築等に係る工事が完了した時点において、同号に規定する太陽光発電設備等に係る電気の供給契約の締結及び電気の供給又は電気に係る環境価値の供給が行われていることを要しない。

2 規則第 26 条第 1 項第 1 号に規定する当該特定建築物及びその敷地以外の場所に太陽光発電設備等を設置する措置は、設置する太陽光発電設備等が再生可能エネルギー発電設備であるものとする。

3 前項の場合において、特定建築主以外の第三者である発電事業者が当該特定建築物及びその敷地以外の場所に太陽光発電設備等を設置し、当該太陽光発電設備等で発電される電気を当該特定建築物及びその敷地で利用する措置は、次の各号に該当するものとする。

(1) 相対契約

当事者間（特定建築主と発電事業者との二者間（小売電気事業者が介在する場合を含む。）をいう。以下同じ。）で、当該再生可能エネルギー発電設備から当該特定建築物への電気（環境価値を有するものに限る。）の供給に関する契約（以下「電気供給契約」という。）を締結し、又は契約が確実に締結されることを示すこと。

(2) 長期契約

当事者間で、当該再生可能エネルギー発電設備の減価償却（投資回収）期間を踏まえた長期の電気供給契約を締結し、又は契約が確実に締結されることを示すこと。

(3) 固定価格による購入

当事者間で、発電事業者から当該再生可能エネルギー発電設備で発電される電気及び環境価値を固定価格で購入する契約を締結し、又は契約が確実に締結されることを示すこと。

4 第 2 項において、特定建築主以外の第三者である発電事業者が当該特定建築物及びその敷地以外の場所に太陽光発電設備等を設置し、当該太陽光発電設備等で発電される電気が有する環境価値を当該特定建築物及びその敷地で利用する措置は、次の各号に該当するものとする。

(1) 相対契約

当事者間で、当該再生可能エネルギー発電設備から発電される電気が有する環境価値を当該特定建築物又はその敷地で利用する契約を締結し、又は契約が確実に締結されることを示すこと。

(2) 長期契約

当事者間で、当該再生可能エネルギー発電設備の減価償却（投資回収）期間を踏まえた長期の電気供給契約を締結し、又は契約が確実に締結されることを示すこと。

(3) 固定価格による購入

発電事業者が当該再生可能エネルギー発電設備で発電した電気及び当該電気が有する環境価値について、日本卸電力取引所における電気の売買価格の変動に応じて、固定価格との差額を調整するなど、当事者間で前項第3号の固定価格での購入に相当する契約を締結し、又は契約が確実に締結されることを示すこと。

(再エネ小売電気の調達及び再エネ証書の調達)

第7条 規則第26条第1項第4号に規定する市長が認める場合は、次の各号に掲げるいずれかの事由に該当する場合とする。

(1) 規則第25条第2項に規定する当該特定建築物の建築面積から同項各号のいずれかに該当する屋上の部分であって、太陽光発電設備を設置することが困難であると市長が認める部分を除いた場合、太陽光発電設備を設置可能な屋上部分が、1箇所当たりの定格出力が3キロワット以上の太陽光発電設備を設置するために必要な広さを有しないこと。

(2) 地上高が60メートルを超える高層建築物において、太陽光発電設備の支持物の荷重算出が日本産業規格の適用外となっているなど、技術的な理由により一般的な設置方法では太陽光発電設備の設置が困難であること。

(3) 設置基準量のアレイを設置するため、系統連系しようとした場合に、当該送配電網を維持運営する一般送配電事業者から一定の条件を付されるなど、系統連系に一定の制約が生じること。

なお、その場合において、設置基準量を圧縮することで系統連系が可能となる場合は、圧縮後の量の定格出力の太陽光発電設備を設置することができるものとする。ただし、将来的に系統連系の制約が解除された場合に備え、圧縮する量の定格出力に相当するアレイを後日設置できるように架台等の十分な準備を行った場合に限るものとする。

(4) 当該特定建築物又はその敷地に太陽光発電設備等を設置することが困難な場合であって、特定建築物及びその敷地において利用する電気の100%を再生可能エネルギーの利用により賄うことを目指す措置を行うこと。

なお、特定建築主が当該特定建築物における建物推計電気使用量について、再エネ電気の供給又は再エネ証書の活用等により当該建物推計電気使用量の全てに環境価値を附属させ、実質的に当該建物推計電気使用量の100%を再エネ電気の供給とする計画（以下「再エネ電気の100%化計画」という。）を策定し、再エネ電気の100%化計画の実施を次のいずれか一以上の手段により公に約するものは、太陽光発電設備の設置とみなすことができる。この場合において、再エネ電気の100%化計画には、再生可能エネルギーの利用内訳や当該建物推計電気使用量の100%を再エネ電気の供給とする時期を示すこととし、再生可能エネルギー調達計画書（様式第1号）を書面により市長に提出すること。

ア 次に掲げるいずれかの国際的なイニシアティブ等への加盟や目標の提出

(ア) RE100 (100% Renewable Electricity)

(イ) SBT (Science Based Target) への再エネ 100%目標の提出

(ウ) 再エネ 100 宣言 RE Action

(エ) その他 (ア) から (ウ) までに準じるイニシアティブとして市長が認めるものへの参加等

イ 当該特定建築物における建物推計電気使用量の 100%を再エネ電気により賄うこと及びその達成予定時期の対外的な公表

2 規則第 26 条第 1 項第 4 号の規定による前項に該当する場合において環境価値を当該特定建築物及びその敷地で利用するために必要な措置として市長が適当と認めるものは、次の第 1 号、第 3 号及び第 4 号に該当するもの、若しくは第 2 号、第 3 号及び第 4 号に該当するものとする。

(1) 当該特定建築主が、再エネ割合の値が次式により算定して得た X の値以上であるメニューを選択し、A の量以上の再エネ小売電気（当該メニューに基づき電気を供給する小売電気事業者との電気供給契約によって供給される電気をいう。以下同じ。）を当該特定建築物において利用する措置（以下「再エネ小売電気の調達」という。）

$$X = A \div B \times 100 + C \times (B - A) \div B$$

この式において、A、B 及び C は、次の値を表すものとする。

A：規則第 25 条第 1 項から第 2 項に定める定格出力による年間太陽光発電相当量から太陽光発電設備等の設置相当量を減じた量 [kWh]（小数点以下は、切り捨て）

B：建物推計電気使用量 [kWh]

C：再エネ発電比率 [%]

X：再エネ電源利用率 [%]（小数点以下は、切り捨て）

なお、特定建築主が電気供給契約者とならない場合であっても、市長が認める一括受電方式の要件を満たす措置は、再エネ小売電気の調達とみなす。

(2) 当該特定建築主が、(1) の A の量以上の再エネ証書を購入し、当該特定建築物で使用したエネルギーに使用したものとして当該証書を償却することで、当該特定建築物において再生可能エネルギー源を利用する措置その他市長が認める措置（以下「再エネ証書の調達」という。）

(3) 第 1 号の再エネ小売電気の調達及び第 2 号の対象となる再エネ証書は、送配電網に新たに再生可能エネルギー源を利用する発電設備が追加されることに相当する効果があるものとして、電源の特定ができ、かつ、電源の運転開始から 15 年以内のものであること。

(4) 再エネ小売電気の調達及び再エネ証書の調達については、いずれか一方を選択し、又は組み合わせて調達することも可能とする。ただし、特定建築主が当該特定建築物の新築等に係る工事が完了した日から 20 年以上継続して調達することを原則とし、その調達の継続の意思を明示すること。

3 建物推計電気使用量の算定は、次の各号のいずれかの方法により行うものとする。

(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部を改正する法律の施行について（技術的助言）（令和 3 年国住建環第 24 号）記書き第 3 の「エネルギー消費性能計

算プログラム（非住宅版）」又は「エネルギー消費性能計算プログラム（住宅版）」を用いて当該特定建築物の1年間の電気の使用量を推計する方法

(2) 特定建築物に係る電気の需給契約を締結する際に電気の需要予測を行った場合において、当該需要予測に当該特定建築物の建物稼働率等を乗じて推計する方法

(3) 特定建築物の電気設備等の設計をする際に当該特定建築物の1年間の電気の使用量を推計したことを示す資料がある場合において、当該推計の結果を用いる方法

(4) その他市長が認める推計方法

(特定建築物太陽光発電設備等設置計画書)

第8条 規則第27条の規定による市長が必要と認める資料は、別表第1各号に掲げる区分における当該各号に定める資料とする。

2 規則第28条第1項に規定する市長が必要と認める事項は、次の各号に掲げる措置を講ずる場合における当該各号に定める事項とする。

(1) 規則第26条第1項第1号の規定による措置 供給方式

(2) 規則第26条第1項第2号の規定による措置 既存建築物の所在地

(3) 規則第26条第1項第3号の規定による措置 事業区域内建築物の所在地

(4) 規則第26条第1項第4号の規定による措置 特定建築物又はその敷地への設置が困難な理由

3 規則第28条第2項に規定する市長が必要と認める事項は、次の各号に定める事項とする。

(1) 設置基準量の下限又は上限の適用に関する事項

(2) 太陽光発電設備設置可能面積（建築面積に0.05を乗じた面積以上の場合を除く。）

(特定建築物太陽光発電設備等設置計画書変更届出書)

第9条 規則第29条第1項の規定による市長が必要と認める資料は、変更する事項を反映した次に掲げる資料（変更のある資料に限る。）とする。

(1) 別表第1各号に掲げる区分における当該各号に定める資料（条例第25条第6項の規定による届出に限る。）

(2) その他市長が必要と認める資料

2 規則第29条第3項の規定によるその他市長が軽微な変更と認めたものは、次に掲げるものとする。

(1) 特定建築物の名称の変更

(2) その他市長が軽微な変更と認めたもの

3 規則第29条第5項の規定によるその他市長が軽微な変更と認めたものは、次に掲げるものとする。

(1) 既存建築物の所在地の表示の変更

(2) 事業区域内建築物の所在地の表示の変更

(3) その他市長が軽微な変更と認めたもの

(特定建築物工事完了届出書)

第10条 規則第30条の規定による市長が必要と認める資料は、完了時の事項を反映した次に掲げる資料（変更のある資料に限る。）とする。

(1) 別表第1各号に掲げる区分における当該各号に定める資料

(2) その他市長が必要と認める資料

2 条例第25条第7項の規定による工事の完了の届出は、当該工事が完了した日の翌日から起算して30日以内に行うものとする。

附則

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第 1

1 共通		
(1)	全ての特定建築物	ア 方位、道路及び目標となる地物を明示した付近見取図
		イ 縮尺、方位、敷地境界線及び敷地内における建築物の位置、届出に係る建築物と他の建築物との別並びに敷地の接する道路の位置を明示した配置図
(2)	規則第 25 条第 1 項の規定を、第 2 項に規定する太陽光発電設備設置可能面積に読み替えて適用する場合	ア 縮尺、方位、建築面積から除外した範囲、当該部分の面積及び規則第 25 条第 2 項の各号のうち該当する事由を明示した特定建築物の屋上階の平面図等
(3)	その他市長が必要と認める場合	ア その他市長が必要と認める資料

2 特定建築物又はその敷地への設置（オンサイト設置）		
(1)	規則第 25 条第 1 項の規定により太陽光発電設備等を設置する場合	ア 太陽光発電設備等の設置位置を明示した特定建築物の平面図等
(2)	太陽光発電設備を設置する場合	ア 太陽光発電設備の定格出力を示す資料
(3)	規則第 25 条第 3 項に規定する設備を設置する場合	ア 当該設備の年間発電電力量又は年間熱供給量を示す資料

3 特定建築物及びその敷地以外への設置（オフサイト設置）		
(1)	規則第 26 条第 1 項第 1 号の措置を講じる場合	ア 再生可能エネルギー調達計画書（様式第 1 号）のうち、市長が必要と認める部分
		イ 設置した再生可能エネルギー発電設備の概要（設置場所、電源種別、定格出力、電気の供給開始時期、供給期間、再生可能エネルギー発電所の設備認定等）が分かる資料

(2)	太陽光発電設備又は規則第 25 条第 3 項第 1 号若しくは第 4 号に掲げる設備を設置する場合	ア 当該設備が設置される発電所内で消費される電力の量を除いた年間推定発電量を示す資料
(3)	第 5 条ただし書きに基づき、設置した太陽光発電設備等の定格出力を複数の特定建築物に分割して計上する場合	ア それぞれの特定建築物において計上する定格出力の内訳及び発電した電気の供給方法を示す資料
(4)	特定建築主が特定建築物の隣接場所に再生可能エネルギー発電設備を設置し、電気の供給のために特定建築主が自ら敷設した電線（以下、「自営線」という。）により特定建築物に電気を供給する場合	ア 自営線による電気の接続関係が分かる資料
(5)	特定建築主が特定建築物から遠隔地に再生可能エネルギー発電設備を設置し、送配電網により特定建築物に電気を供給する場合（以下「自己託送」という。）	ア 自己託送であることが分かる資料
(6)	第三者（発電事業者）が設置した再生可能エネルギー発電設備により、特定建築物に電気を供給する場合	ア 第 6 条第 3 項第 1 号に規定する相対契約が確認できる資料
		イ 第 6 条第 3 項第 2 号に規定する長期契約が確認できる資料
		ウ 第 6 条第 3 項第 3 号に規定する固定価格による購入が確認できる資料

4 市内の既存建築物への設置		
(1)	規則第 26 条第 1 項第 2 号の規定により太陽光発電設備等を設置する場合	ア 方位、道路及び目標となる地物を明示した付近見取図（太陽光発電設備等を設置する既存建築物に係るもの） イ 縮尺、方位、敷地境界線及び敷地内における建築物の位置、届出に係る建築物と他の建築物との別並びに敷地の接する道路の位置を明示した配置図（太陽光発電設備等を設置する既存建築物に係るもの）

		ウ 太陽光発電設備等の設置位置を明示した既存建築物の平面図等
		エ 既存建築物の建物名称、所在地、太陽光発電設備等の設置工事期間を明示した資料
(2)	太陽光発電設備を設置する場合	ア 太陽光発電設備の定格出力を示す資料
(3)	規則第 25 条第 3 項に規定する設備を設置する場合	ア 当該設備の年間発電電力量又は年間熱供給量を示す資料

5 特定開発事業を行う区域への設置		
(1)	規則第 26 条第 1 項第 3 号の規定により太陽光発電設備等を設置する場合	ア 方位、道路及び目標となる地物を明示した付近見取図（特定開発事業を行う土地の区域に係るもの）
		イ 縮尺、方位、敷地境界線及び敷地内における建築物の位置、届出に係る建築物と他の建築物との別並びに敷地の接する道路の位置を明示した配置図（当該事業区域内の太陽光発電設備等を設置する建築物に係るもの）
		ウ 太陽光発電設備等の設置位置を明示した建築物の平面図等
		エ 当該事業区域内の全ての予定建築物の建物名称、床面積の合計（棟ごと）及び特定建築物への該当の有無並びに太陽光発電設備等を設置する予定建築物、設置量、当該設備で発生される電気又は熱の利用に関する事項、設置量を各予定建築物に分割計上する場合はその内訳及び電気等の供給方法を明示した資料
(2)	太陽光発電設備を設置する場合	ア 太陽光発電設備の定格出力を示す資料

(3)	規則第 25 条第 3 項に規定する設備を設置する場合	ア 当該設備の年間発電電力量又は年間熱供給量を示す資料
-----	-----------------------------	-----------------------------

6 再エネ小売電気の調達及び再エネ証書の調達		
(1)	規則第 26 条第 1 項第 4 号の措置を講じる場合	再生可能エネルギー調達計画書（様式第 1 号）及びその他市長が必要と認める資料

7 市長が適当と認めるその他の措置		
(1)	その他市長が必要と認める場合	その他市長が必要と認める資料

再生可能エネルギー調達計画書

令和 年 月 日

特定建築主	住所	
	氏名※	
特定建築物	名称	
	所在地	
	主要な用途	

※法人にあつては、名称及び代表者の氏名

1 再生可能エネルギー設備設置基準量

- (1) 当該特定建築物における設置基準量※小数点以下切り捨て
※圧縮して設置する措置を適用する場合の基準容量
- (2) 年間太陽光発電相当量：(1)×1,000kWh/年

	kW
	kW
	kWh

設置容量等	達成率
	適合状況

2 設置する再生可能エネルギーの詳細

- (1) 特定建築物又はその敷地に設置する再生可能エネルギー設備

発電設備の種類	設備設置量 (定格出力kW)	年間発電電力量 (kWh)	自家消費率 (%)
太陽光発電設備			
その他発電設備			
小計		I	

熱供給設備の種類	設備設置量 (定格出力kW)	特定建築物における 年間使用予定量 (kWh)
太陽熱供給設備		
その他熱供給設備		
小計		II

- (2) 特定建築物及びその敷地以外に設置する再生可能エネルギー設備

発電設備の種類	設備設置量 (定格出力kW)	特定建築物における 年間使用予定量 (kWh)
太陽光発電設備		
その他発電設備		
小計		III

3 再エネ小売電気の調達又は再エネ証書の調達若しくはその両方の取組詳細

- (1) 再エネ小売電気の調達

電力メニュー名	年間調達予定量 (kWh)	メニューの 再エネ割合 (%)	年間調達予定量のうち 再エネ調達量 (kWh)	定格出力相当量 (kW)

- (2) 再エネ証書の調達

再エネ証書の種別	年間調達予定量 (kWh)	定格出力相当量 (kW)
小計	V	

- (3) 調達の取組に係る追加性要件の有無
- (4) 調達の取組に係る継続性要件の有無

☐ あり	☐ なし
☐ あり	☐ なし

年間発電電力量（年間使用予定量）及び年間調達予定量の合計

(I + II + III + IV + V)

--

備考 1 算出根拠資料として当該特定建築物の平面図等必要な書類を添付すること。
2 工事完了届提出までに変更等が発生した場合は、修正し、再度提出すること。

再生可能エネルギー調達計画書 算定シート①【設置基準量の算定】

特定建築物の主要な用途	☐ 工場等（床面積の1/2以上が工場等の用途である）	☐ 工場等以外
-------------	---	--------------------------------

1 設置基準量の算定

(1) 設置基準面積及び下限上限

ア 特定建築物の建築面積（増築の場合、増築する部分の建築面積）

設置基準面積（ $a \times 5\%$ ）※小数点以下第3位切り捨て

イ 床面積の合計（増築の場合、増築部分）に基づく下限・上限

a		m ²
b		m ²
床面積合計		m ²
下限	c	kW
上限	d	kW

(2) 設置が困難な部分の面積（除外面積）の算定

ヘリコプターの緊急離着陸場等を設置する部分 （屋上への出入り口から緊急離着陸場等に至る通路及び待避場所）		m ²
法令、条例等により緑化する部分		m ²
定格出力が3キロワット以上の太陽光発電設備を設置するために必要な広さを有しない部分		m ²
太陽光発電設備を設置することにより当該特定建築物の設備の機能に支障が生じる部分 （上部に太陽光発電設備を設置すると能力が損なわれる設備部分等）		m ²
太陽光発電設備を設置することにより当該特定建築物の設備の維持管理に支障が生じる部分 （当該特定建築物の設備のメンテナンスに必要な屋上の外周部等）		m ²
日影により太陽光発電設備による効率的な発電に支障が生じる部分 （隣接建築物又は当該特定建築物の塔屋等の日影により支障が生じる部分）		m ²
その他市長が認める部分		m ²
合計	e	m ²
当該特定建築物の建築面積	a	m ²
太陽光発電設備設置可能面積（ $a - e$ ）	f	m ²

(3) 設置基準量の算定

b 又は f のいずれか小さい方の面積

g の面積に0.15kWを乗じた量 ※小数点以下切り捨て

下限

上限

設置基準量 $h < c$ の場合は c、 $h > d$ の場合は d、 $c \leq h \leq d$ の場合は h

g		m ²
h		kW
c		kW
d		kW
i		kW

年間太陽光発電相当量（ $i \times 1,000\text{kWh/年} \cdot \text{kW}$ ）

年間太陽光発電相当量の熱換算（ $i \times 3,600\text{MJ}$ ）

	kWh
	MJ

(4) 設置基準に適合するための措置

☐ 特定建築物又はその敷地への設置	☐ 特定建築物及びその敷地以外への設置
☐ 再エネ小売電気の調達	☐ 再エネ証書の調達
☐ 特定建築物又はその敷地において利用する電気の100%を再生可能エネルギーとする	

備考 1 算出根拠資料として当該特定建築物の平面図等必要な書類を添付すること。
2 工事完了届提出までに変更等が発生した場合は、修正し、再度提出すること。

再生可能エネルギー調達計画書 算定シート②【オンサイト設置】

2 特定建築物又はその敷地（オンサイト）に設置する太陽光発電設備等の設置量の算定

(1) 設置する太陽光発電設備等

- ☐ 太陽光発電設備
- ☐ その他の発電設備
- ☐ 熱供給設備

(2) 太陽光発電設備等の設置量算定 (圧縮 ☐ あり ☐ なし)

ア 太陽光発電設備

発電設備の種別	設備設置量 (定格出力kW)	年間発電電力量 (kWh)	設置主体	利用方法
太陽光発電設備				

イ その他再生可能エネルギー発電設備

発電設備の種別	設備設置量 (定格出力kW)	年間発電電力量 (kWh)	設置主体	利用方法
風力発電設備				
バイオマス発電設備				
小水力発電設備				
地熱発電設備				
その他発電設備				
合計				

ウ 年間推計発電量及び年間使用予定量

	設備設置量 (定格出力kW)	年間発電電力量 (kWh)	自家消費率 (%)
太陽光発電設備設置量			
その他発電設備設置量の合計			
合計			

(3) 熱供給設備の設置量算定

熱利用設備の種別	設備設置量※ (定格出力kW)	年間推定熱使用量 (MJ)	特定建築物における 年間使用予定量 (kWh)
太陽熱利用設備			
バイオマス熱利用設備			
地中熱利用設備			
その他熱利用設備			
合計			

※3,600MJ=1kWで単位変換し、熱から電気の値に換算する（自動計算）

(3) 太陽光発電設備等の設置合計

	設備設置量 (定格出力kW)	年間発電電力量及び年間使用予定量 (kWh)
合計		

(4) 設置基準量に対する割合の算定

太陽光発電設備等の設置合計		kW
設置基準量		kW
設置基準量に対する比率		%

- 備考
- 1 設備設置量（定格出力kW）は、「小数点以下第4位を切り捨て」で記入すること。
- 2 年間推定発電量（バイオマス設備等は所内消費電力量を除いた値）の算定の根拠が分かる資料を添付すること。
- 3 年間推定熱利用量（バイオマス設備等は所内熱負荷分を除いた値）の算定の根拠が分かる資料を添付すること。
- 4 自家消費率は、全量売電「0%」、全量自家消費「100%」と記載し、余剰売電の場合は計画値を記載すること。
- 5 工事完了届提出までに変更等が発生した場合は、修正し、再度提出すること。

再生可能エネルギー調達計画書 算定シート③【オフサイト設置】

3 特定建築物及びその敷地以外（オフサイト）に設置する太陽光発電設備等の設置量の算定

(1) 特定建築物及びその敷地以外に設置する太陽光発電設備等の設置

ア 名称及び所在地等

番号	発電設備・発電所の名称	所在地	新規等の種別	発電種別
1				
2				
3				

イ 定格出力、供給方法等

番号	発電設備・発電所の名称	供給方式	発電設備容量 (定格出力kW)
1			
2			
3			

(2) 発電所内で消費される電力の量を除いた年間推定発電量（年間送電端電力量）

番号	発電設備・発電所の名称	年間送電端電力量 (kWh)
1		
2		
3		

(3) 年間使用予定量

	設備設置量 (定格出力kW)	特定建築物における 年間使用予定量 (kWh)
太陽光発電設備設置量		
その他発電設備設置量の合計		
合計		

(4) オフサイト設置時の要件確認

ア 発電設備が再エネ特措法（FIT制度 又は FIP制度）の認定設備である。

☐ はい

☐ いいえ

イ 供給方式が“PPA”の場合

- ・備考6（1）の相対契約である。
- ・備考6（2）又は（3）の固定価格による契約である。
- ・備考6（4）の長期契約である。

☐ はい

☐ いいえ

☐ はい

☐ いいえ

☐ はい

☐ いいえ

(5) 設置基準量に対する割合の算定

特定建築物への電気供給量		kW
設置基準量		kW
設置基準量に対する比率		%

- 備考
- 1 発電設備の詳細（設置者、設置場所、電源種別、定格出力、供給開始時期・期間等）が分かる資料を添付すること。
 - 2 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第9条第4項（同法第10条第1項の変更又は追加を含む。）における認定設備であることが分かる資料等を添付すること。
 - 3 自営線又は自己託送による供給の場合、それが分かる資料を添付すること。
 - 4 年間推定発電量（バイオマス設備等は所内消費電力量を除いた値）の算定の根拠が分かる資料を添付すること。
 - 5 発電設備の定格出力を複数の特定建築物に分割計上する場合、その内訳及び供給方法が分かる資料を添付すること。
 - 6 第三者による設置（電力供給契約）の場合
 - (1) 当事者間で契約することが確認できる資料を添付すること。
 - (2) 電気及び電気が有する環境価値を併せて利用する場合、固定価格で購入することが分かる資料を添付すること。
 - (3) 電気が有する環境価値のみを利用する場合、固定価格相当で購入していることが分かる資料を添付すること。
 - (4) 減価償却（投資回収）期間を踏まえた契約期間であることが確認できる資料を添付すること。
 - (5) 完了届提出時点で契約締結済みの場合、その契約書の写しを添付すること。
 - 7 工事完了届提出までに変更等が発生した場合は、修正し、再度提出すること。

再生可能エネルギー調達計画書 算定シート④【再エネ調達・証書調達】

4 調達の種類

- ☐ 再エネ小売電気の調達
- ☐ 再エネ証書の調達

5 特定建築物及びその敷地に太陽光発電設備等が設置が困難な理由

- ☐ 太陽光発電設備を設置可能な場所又は面積が狭小であり、その定格出力が3キロワットに満たない
- ☐ 地上高が60mを超える高層建築物等、技術的事由により一般的な設置方法での設置が困難
詳細 ()
- ☐ 一般送配電事業者から一定の条件を付されるなど、系統連系に一定の制約が生じる
詳細 ()
- ☐ その他の理由（特定建築物で利用する電気の100%を再エネ利用による）
詳細 ()

6 定格出力を圧縮して設置する措置の適用

設置基準量		kW
圧縮後の量		kW
圧縮の量 [※]		kW

- ※圧縮して設置することができる条件
- ☐ 圧縮したうえで系統連系を行う。
- ☐ 系統連系の制約解除に備え、架台等の準備を行う。

7 一括受電方式採用の有無[※]

- ☐ 採用有
- ☐ 採用無
- ※集合住宅等において一括受電方式を採用する場合、詳細を算定シート⑥に記入してください。

8 建物推計電気使用量の算定

(1) 推計方法

- ☐ 「エネルギー消費性能計算プログラム（非住宅版）」を用いる方法
- ☐ 「エネルギー消費性能計算プログラム（住宅版）」を用いる方法
- ☐ 電気の需給契約を締結する際に予測した電気の需要予測に建物稼働率等を乗じる方法
- ☐ 電気設備等の設計根拠とした年間電気使用量の推計結果の資料等を用いる方法
- ☐ その他の方法 詳細 ()

(2) 建物推計電気使用量

- ☐ 建物推計電気使用量 A

--

 kWh
- ☐ 共用部分のみの推計電気使用量 B

--

 kWh

9 調達が必要な電力量及び調達電力の再エネ電源利用率の算定

(1) 調達が必要な電力量の算定

- 調達必要電力量（年間太陽光発電相当量－太陽光発電設備等の設置合計）
- 建物推計電気使用量
- ☐ 共用部分のみの電気使用量を推計
- j

--

 kWh
- A

--

 kWh
- B

--

 kWh

(2) 調達電力の再エネ電源利用率の算定

調達が必要な電力量	j		kWh
建物推計電気使用量	A 又は B		kWh
再エネ発電比率（再エネ割合加算分） [※]			%
再エネ電源利用率（必要な再エネ割合）			%

※エネルギー需給実績（経済産業省公表資料）より、記載時点における最新の値を記載してください。

10 調達の取組に係る継続性要件の有無

- 再エネ小売電気又は再エネ証書の調達若しくはその両方を20年以上取り組む計画
- ☐ あり
- ☐ なし

- 備考
- 1 再エネ発電設備の設置準備を行う範囲が分かるよう図示した平面図等を添付すること。
- 2 設置可能面積が狭小（定格出力が3kWに満たない）な場合、範囲・面積・事由を図示した屋上図面等を添付すること。
- 3 高層建築物等、一般的な設置方法での設置が困難な場合、その事由が確認できる図面等を添付すること。
- 4 系統連系に一定の制約が生じる場合、それを確認できる資料を添付すること。
- 5 定格出力を圧縮して設置する場合、「系統連系」及び「架台等の準備」を確認できる資料を添付すること。
- 6 建物推計電気使用量の算定に用いた資料等を添付すること。
- 7 調達の継続期間が分かる資料を添付すること。
- 8 継続性要件（再エネ小売電気又は再エネ証書の調度を20年以上行うこと）を確認できる計画書等を添付すること。
- 9 工事完了届提出までに変更等が発生した場合は、修正し、再度提出すること。

再生可能エネルギー調達計画書 算定シート⑤【再エネ調達・証書調達】

1 1 調達予定の再エネ小売電気の詳細 (※一括受電方式を採用していない場合に記載)

- (1) 再エネ小売電気の利用先
- ☐ 建物全体 ☐ 共用部分のみ
- (2) 調達を予定している小売電気事業者及びメニュー等の詳細

小売電気事業者の名称			
メニュー名			
電力の種類	☐ 証書利用	☐ 生グリーン電力	
追加性要件	☐ 満たす		
メニューの再エネ割合※		%	※算定シート④ 9 (2) 「必要な再エネ割合」以上の値を記載してください。
年間調達予定量		kWh	
年間調達予定量のうち再エネ調達量		kWh	
定格出力に相当する量	m	kW	

1 2 調達予定の再エネ証書の詳細 (※一括受電方式を採用していない場合に記載)

- (1) 再エネ証書の利用先
- ☐ 建物全体 ☐ 共用部分のみ
- (2) 調達する再エネ証書の詳細

調達予定事業者の名称・種別				証書種別	追加性要件	年間調達予定量
名称		種別			☐ 満たす	kWh
名称		種別			☐ 満たす	kWh
				合計		kWh
				定格出力に相当する量	C	kW

1 3 設置基準量に対する割合の算定

調達量の合計	m + C	kW
設置基準量		kW
設置基準量に対する比率		%

- 備考
- 1 再エネ小売電気の調達について、再エネ割合が確認できる契約書の写し等を添付すること。
 - 2 再エネ証書の調達について、対象となる証書であることを確認できるの契約書の写し等を添付すること。
 - 3 追加性要件（再エネ発電源の指定、再エネ発電種別の指定、運転開始から15年以内の発電所の指定、運転開始日の明示）を全て満たすことが確認できる資料を添付すること。
 - 4 工事完了届提出までに変更等が発生した場合は、修正し、再度提出すること。

再生可能エネルギー調達計画書 算定シート⑥【再エネ調達・証書調達】

14 一括受電による再エネ電力調達

(1) 要件の確認

- ☐ 建物全体を小売電気事業者と需給契約する一括受電方式を採用
- ☐ 一括受電事業者を特定建築主が選択し、再エネ電気の供給契約を締結
- ☐ 建物入居者に対し、重要事項説明等で再エネ電気により電気を供給することを説明
- ☐ 一括受電事業者との再エネ電気供給契約を管理組合等に承継

(2) 調達を予定している一括受電事業者及びメニュー等の詳細

一括受電事業者(小売電気事業者)の名称			
メニュー名			
電力の種類	☐ 証書利用	☐ 生グリーン電力	
追加性要件	☐ 満たす		
メニューの再エネ割合※		%	※算定シート④9(2)「必要な再エネ割合」以上の値を記載してください。
年間調達予定量		kWh	
年間調達予定量のうち再エネ調達量		kWh	
定格出力に相当する量	n	kW	

(3) 調達を予定している再エネ証書の詳細

調達予定事業者の名称・種別				証書種別	追加性要件	年間調達予定量
名称		種別			☐ 満たす	kWh
名称		種別			☐ 満たす	kWh
				合計		kWh
				定格出力に相当する量	D	kW

(4) 設置基準量に対する割合の算定

調達量の合計	n + D	kW
設置基準量		kW
設置基準量に対する比率		%

備考 1 一括受電の契約内容等、要件を全て満たすことが分かる資料を添付すること。
2 再エネ小売電気の調達について、再エネ割合が確認できる契約書の写し等を添付すること。
3 再エネ証書の調達について、対象となる証書であることを確認できるの契約書の写し等を添付すること。
4 追加性要件（再エネ発電源の指定、再エネ発電種別の指定、運転開始から15年以内の発電所の指定、運転開始日の明示）を全て満たすことが確認できる資料を添付すること。
5 工事完了届提出までに変更等が発生した場合は、修正し、再度提出すること。

再生可能エネルギー調達計画書 算定シート⑦【再エネ調達・証書調達】

15 建物に使用する電気使用量の100%を再エネにより賄うことを目指す措置

- (1) 再エネ電気100%化を実現する時期

☐ 竣工当初から

☐ 将来100%化目標

➡ 達成予定時期 (年)
- (2) コミットの対象

☐ 対象建物の全体
- (3) 公表の時期・方法

☐ 第三者イニシアティブへの加盟

☐ 自己宣言等 ()

(公表予定時期 : 年)
- (4) 自己宣言、第三者イニシアティブ加盟以外の方法で積極的取組を行っている場合※
(具体的内容 :)
- (5) 建物推計電気使用量 B kWh
- (6) 当該特定建築物で使用する再エネ電力の詳細
 - 竣工当初

手法	発電種別・証書種別	供給主体・方式	推計年間使用量 (kWh)	定格出力相当量 (kW)
合計				



- 竣工当初に再エネ100%化を達成していない場合
- 達成予定時期 (年)

手法	発電種別・証書種別	供給主体・方式	推計年間使用量 (kWh)	定格出力相当量 (kW)
合計				

備考 1 建物の電気使用量の100%を再エネにより賄うことを目指す場合、再エネ100%化計画（自由書式）を添付すること。
2 竣工翌年度1年間の調達量（義務量）、調達量の増加等が分かる資料を添付すること。
3 コミット先及びコミットの対象範囲が確認できる資料を添付すること。
4 第三者イニシアティブ加盟以外の方法で取組を行っている場合、取組の具体的内容が分かる資料を添付すること。
5 工事完了届提出までに変更等が発生した場合は、修正し、再度提出すること。